

第6回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第6回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年 7月18日(金) 午後1時30分開会・午後4時15分閉会							
開催場所	南部町役場 3階 大会議室							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 x	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわ糸	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章(代理)						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	寺谷 敦			
	参 事	久堀 修二		事務局	谷本 忠広			
	次 長	大江 弘一						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

認定事項

認定第 1 号 平成 14 年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定について

報告事項

報告第 12 号 協議項目の変更について

協議事項

(協議・確認)

協議第 22 号 新町まちづくり計画について (継続協議)

協議第 23 号 使用料・手数料等の取扱いについて

協議第 24 号 環境衛生関係事業の取扱いについて

協議第 25 号 上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

協議第 26 号 下水道・集落排水関係事業の取扱いについて

(提案)

協議第 27 号 学校教育関係の取扱いについて

協議第 28 号 社会教育関係の取扱いについて

確認事項

第 7 回合併協議会開催日程等について

5 . 閉 会

第 6 回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成 15 年 7 月 18 日 午後 1 時 30 分

場 所 南部町役場 3 階 大会議室

事務局 開会の時間となりましたが、ここで皆様に連絡事項がございます。

本日、当協議会委員の小住日高振興局長が公務のため欠席されています。小住委員は、南部町・南部川村合併協議会規約第 7 条第 3 項に規定する代理出席を認める委員として協議書で定められています。本日は、小住委員の代理として日高振興局長の西崎様が出席されていますので、ご紹介申し上げます。

西崎代理委員 ただいまご紹介いただきました県民行政部長の西崎でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。大変申しわけありません。

井上議長 皆さん、どうもこんにちは。予定の時刻になりました。ただいまより第 6 回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は 21 人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第 8 条第 3 項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、まず開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしくお願いいたします。

山田会長 2 月、4 月、6 月と飛び石に休みまして、7 月になりまして、いよいよ再開をいたしまして、これから目標である 11 月調印に向けて精力的に協議を進めていただくこととなります。

本日は、この協議会の会計の決算をまず審査認定をいただくことと、それから協議項目の変更、協議事項は 5 件、それから新たに提案が 2 件を提出をいたしてございますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつにいたします。

ありがとうございました。

井上議長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議録署名委員を指名をさせていただきます。

本日の会議録署名委員は、A 委員、B 委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議事の 認定事項で、認定第 1 号の平成 14 年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定について、事務局より説明をしていただきます。

小谷事務局長 それでは、恐れ入ります。表紙を含めまして4枚めくっていただきますと、ページ1ということで、認定第1号 平成14年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定について。平成14年度南部町・南部川村合併協議会決算については、別紙監査委員の意見書を添えて協議会の認定に付します。平成15年7月18日提出。南部町・南部川村合併協議会。

2ページに明細をつけてございます。

上から歳入の部で申し上げます。

負担金、予算が2,000万円、調定額2,000万円、収入済額2,000万円。構成町村負担金ということで、各町村1,000万円ずつ。

2としまして、県支出金、県補助金500万円。合併推進事業費補助金で県の方から500万円入っております。

続きまして、4諸収入、予算が1,000円で収入済額70円、預金利息でございます。

以上が収入の部で、2,500万70円でございます。

歳出、下側でございまして、運営費、会議費ということで、報酬、支出済額93万7,500円。これは委員報酬ということで、協議会へご出席いただいた委員さん、それと専門委員会並びに事前研修ということで、当初、昨年11月14日に行われました事前研修につきましても、委員報酬ということでお支払いさせていただいております。93万7,500円です。

旅費99万7,200円。費用弁償ということで、12月4日から5日にかけて、協議会委員さんで山梨県南部町富沢町の合併協議会の方に視察へ行ってまいりました費用99万7,200円。

続きまして、需用費20万9,038円。消耗品費、食糧費。この食糧費につきましては、フォーラムを行いましたときの弁当代、それから夜、国民宿舎で行われた際の食材料費、梅料理研究会の方にいろいろ食事をつくっていただきました、その材料費をお支払いさせていただいております。

役務費が11万7,600円。これは広告料ということで、協議会専門委員会の日程について、紀伊民報さんと日高新報さんをお願いをいたしました広告料です。

委託料35万1,879円。これは会議録作成、それとフォーラムでの講師派遣委託料でございます。

使用料及び賃借料29万1,388円。会場借上料、これは第1回目に行いましたロイヤルホテルの会場借上料とフォーラムの際お借りしました国民宿舎の会場借上料です。バス借上料、これは山梨県へ視察に行った視察先でのバスの借り上げでございます。

大きな2番目としまして事務費、旅費6万2,830円。これは職員の普通旅費です。

需用費67万3,836円。消耗品、それから印刷費、印刷は合併協議会の封筒等印刷しております。燃料費はガス代、ガソリン代です。

役務費54万2,945円。通信運搬費ということで、郵送料及び郵便料と電話代でございます。手数料につきましては、フォーラムを行った際の各新聞へのチラシの折り込みをさせてもらいました。その手数料でございます。

委託料35万5,041円。保守委託、これはコピー機の保守委託でございます。それから、看板設置委託ということで、南部町・南部川村合併協議会の事務所の前に看板を設置いたしてございます。その看板代。

使用料及び賃借料46万 1,767円。回線使用料ということで、レンタルサーバーをお借りしております分、それと機械・器具借上料でコピー機とファックスを借りてございます。それから、車両の借上料、軽四の箱バン1台お借りしております、その借料。事務所借上料、住民会館をお借りして行ってございます。その分で、南部町へお支払いをした分13万 5,217円です。

備品はございません。

事業費の中で、報償費、謝礼金16万 3,400円。これは、フォーラムで行いました「空から見てみよう」ということで、ヘリコプターを2機お借りをした分、その謝礼でございます。

旅費、これはございません。

需用費95万 418円。消耗品費、これはアンケート等での住所を書いていますラベル等を購入した分が大きなものです。食糧費は、各委員さん方で南部町、南部川村管内の公共施設を見て回った際の弁当代等を含んでございます。印刷費は、毎月発行しております協議会だよりの費用です。

委託料 1,175万 4,750円。これにつきましては、新町建設計画の作成ということで、素案作成委託料 495万 6,000円。それから、例規比較分析ということで、両町村の条例、規則、要綱等、例規集がございます。その比較分析を第一法規でお願いしてございます。160万 6,500円。それから、ホームページの作成、これはテレコム和歌山にお願いしてありまして、毎月の会議の様子を会議録等も全部掲載をさせていただいてございます。それから、電算の分析業務、電算の設計業務、いずれも紀陽ソフトウェアサービスでございまして、両町村の事務を調整するについて、電算はどのように調整をすべきかということの分析を行ってもらった分と設計の分でございます。

予備費はそのままゼロです。

以上、合わせまして歳出の合計が 1,786万 9,592円でございます。

3ページに実質収支に関する調書をつけてございます。歳入総額 2,500万70円、歳出総額 1,786万 9,592円、歳入歳出差引 713万 478円、実質収支額 713万 478円。これは15年度の方へ繰り越して使用するようにしてございます。

以上でございます。

井上議長 ただいま事務局より認定第1号の平成14年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定についての説明がございました。

引き続きまして、本日ご出席をいただいております羽柿監査委員に監査の報告をしていただきます。

羽柿監査委員 監査委員は、南部川村の寺西松男さんと南部町の私なんですけれども、きょうは寺西さん、ちょっと所用で来られないということで、代表で私が報告したいと思います。

4ページのとおりであります。平成14年度南部町・南部川村合併協議会会計歳入歳出決算を監査した結果について、次のとおり報告します。

監査の期日及び場所は、去る7月14日、合併協議会の事務所でした。それから、監査の対象は、決算書及び関係諸帳簿を見せていただきました。

監査の結果、南部町・南部川村合併協議会規約第14条により、決算書及び支払調書等を監査したところ、立ち上がりの時期で大変だったろうと思いますが、いずれも正確であり、会計執行についても適正でありましたことを報告いたします。

終わります。

井上議長 どうもありがとうございました。

認定第1号 平成14年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定についての件についてのご質問、ご意見がありましたら、どうぞ遠慮なくご発言をいただきたいと思ひます。

ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

井上議長 ご質問がないようでありますので、認定第1号 平成14年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定については原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 ありがとうございます。

認定第1号 平成14年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定については原案のとおり認定されました。

以上をもちまして認定事項についてを終わりたいと思ひます。

引き続きまして、報告第12号の協議項目の変更についてを事務局より説明をしていただきます。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料の5ページをお願いいたしたいと思ひます。

報告第12号 協議項目の変更について。南部町・南部川村合併協議会における協議項目を変更したので、別紙のとおり報告する。平成15年7月18日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

6ページをお願いいたします。

これの左側に変更前、右側に変更後ということで載せさせていただいております。左側の変更前の分につきましては、昨年11月19日の第1回法定協議会で報告をさせてもらった分でございます。協議会ではこういう項目についてご協議いただきますよという報告をさせていただいた分でございますけれども、それを今回若干変更をいたしたいなということがございまして、右側に変更後を載せてございます。右側の変更後につきましては、今までの協議の流れの中で、各種事務事業の取り扱いの方へ含めていく方がわかりやすいことから、変更をさせていただいております。

変更部分は、左側の(18)各種団体への補助金・交付金等の取り扱い、これらは特別に項目立てをせずに、各種事務事業の取り扱いの中へ含めていく方がわかりやすいということで、各種事務事業の中でさせていただいております。それを、今回もう外させていただきたいということです。

(19)各種事業での受益者負担の取り扱い、これにつきましても、特別項目立てじゃなしに、もう前回確認いただいた農林水産業の中で土地改良事業の受益者分担金は3割以下に抑えるということでやりまして、事務事業の中で行われておりますので、この部分も今回削除したいなということでございます。

それと、(23)の学校給食の取り扱い、これですけれども、これは本日提案をする予定にしております学校教育関係の中に入れてご説明をしたいなということでございまして、取り立てて学校給食の取り扱いという部分を外して、学校給食の中で含めていこうということでございます。

それと、(24)の下に その他行政サービスにかかる各種制度の取り扱い、これにつきましても、もう各分野の事務事業の中へ全部すべて含めてきてございますので、この分も外させていただきます、右側の協議項目に変更したいと思っております。

従って、前回よりも4つ項目が減ることになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

井上議長 ただいま事務局より報告第12号の協議項目の変更についての説明がございました。
報告事項ではございますが、この件について何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言を願ひしたいと思います。
ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようですので、以上をもちまして報告事項については終わりたいと思ひます。
引き続きまして、 の協議事項に移らせていただきます。
前回の第5回協議会において提案されました5項目の協議事項について協議を行います。
では、協議第22号 新町まちづくり計画についてのご協議をお願ひをいたしたいと思ひます。
事務局から説明をしていただきます。

小谷事務局長 前回お配りさせてもらいましたまちづくり計画の分でございます。協議第22号新町まちづくり計画についてということで、前回、この中身についてはご説明申し上げたとおりでございます。その中で、前回の協議の中で話が出ました合併特例債について、資料等はついておりませんが、簡単にご説明申し上げますので、お聞きいただけたらと思ひます。

合併特例債と申しますのは、新しくできました合併特例法の第11条の2で定められてございまして、本来、地方財政法では、起債を起こす場合、事業が決められてございます。ですけれども、合併に伴う事業であれば、特に必要なものは、それ以外でも認めるよということに法で定められてございます。

そこで、どういうものかといいますと、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、または均衡ある発展に資するために行う公共事業、一体性の速やかな確立を図るか、または均衡ある発展に資するものであればよろしいよということが法で定められております。

そこで、例えて例で申し上げますと、地域間の交流や連携が円滑に進むようなもの。これにつきましては、旧町村相互間の道路とか橋梁、トンネル等の整備が含まれます。

それから、住民相互が一体感を持つための施設といいますのは、例えて申しますと、住民が集う運動公園の整備等が含まれてこようかと思えます。

それから、行政サービスの水準の均衡化を図るための施設というのがございまして、これも例えて申しますと、介護施設があつて、その整備されていない地区への施設の整備等らはここに入るといふことなんですけれども、行政サービスの水準の均衡を図るための施設というところで、できていない地区へつくる場合。

それから、類似の目的を有する公共施設を統合する場合。一番手っとり早いのは、今回はうちのところは該当しないかと思えますけれども、各町村の庁舎の統合、ひっくるめて別のところへ建てたりする場合はこれに該当するかなと思えます。

それから、旧市町村の地域振興。この旧市町村は、昭和の合併の以前の市町村も含むということなんで、管内5町村になろうかと思えますけれども、その地域振興や地域住民の一体感の醸成のためのソフト事業を起こすために、基金を積む場合の積立金を特例債で借りることができます。ただし、その基金につきましては、果実運用型ですので、利息でいろいろやってくださいよということと、イベントの開催とか伝統文化の伝承、コミュニティー活動への助成金、商店街活性化対策等に使ってくださいよと言われている分でございます。

そこで、特例債、一体幾らまで借りられるのかということなんですけれども、平成12年の国勢調査人口で南部町、南部川を合わせた場合で計算をいたしますと、ハード分、建設事業分で事業費ベースで約55億 5,000万円、その95%特例債を借りることができます。もし目いっぱい借りるとすれば、52億 7,000万円。55億 5,000万円の事業をするについて、52億 7,000万円まで借りられますよと。その借りたうちで、後年度になって交付税で算入してくれる額7割でございます。36億 9,000万円が交付税で算入されることとなります。ですから、その差額は町持ちですよということで、55億 5,000万円の事業をやって、36億 9,000万円交付税で見えてくれるということですよ。

それと、先ほどありました基金に積み立てをする場合なんですけれども、基金規模の上限、南部町、南部川村の場合、11億 1,000万円まで積み立てすることができます。11億 1,000万円積み立てするについて、特例債を借りる場合、10億 5,000万円まで借り入れが可能です。10億 5,000万円借りますと、後年度交付税算入していただけるお金が7億 4,000万円ですので、2億 7,000万円ぐらいが町持ちですか。この基金については、元利償還が終わった時点で取り崩して使うことが可能でございます。

以上が前回ちょっとお話の出ました合併特例債の分でございます。

それと、その際に先進地の状況ということをお話されておまして、6月10日から11日にかけて、篠山市の方に視察に行つてまいりました。その資料につきましては、第6回の会議資料の一番後ろ、本日の会議資料の一番後ろについております。「篠山市合併特例債事業の計画」。篠山市では、4町合併をいたしまして、特例事業をもう既に事業をどんどん行われてございます。篠山市の場合、限度額が197億円ということだそうです。それで、1から11まで篠山市はやろうといふこ

とで計画に上げてございます。

1番目に、篠山中学校移転改築事業とあるわけなんですけれども、この篠山中学校の移転につきましては、これは隣の丹南町の中学校の校区の一部を含めて、中学校区の拡大をして、特例債の適用を受けたということです。それ以外に、小学校の改築とか中学校とか、幾つか学校関係の事業を実施したようですけれども、それについては特例債の適用にならなかったということです。合併に関係なくそれは必要な分ということで、校区変更した分についてだけ特例債の適用になったそうでございます。

それから、2番目の篠山中央図書館整備事業19億円。これは、この春完成してございましたけれども、図書館につきましては、旧の篠山町と丹南町で図書館構想があったそうです。それと別に、西紀町、今田町でも話があって、合併をしてなかったら、この2つの図書館を建てたことになるのかなという話でございました。ですけれども、合併を機に、2箇所建設するよりも、1つしっかりしたものを建てようということで、統一して建てたということで、特例債の適用になったというお話でございます。

3番目の篠山市民センター整備事業ですけれども、これは当初合併の計画に入っていなかったそうなんですけれども、中心市街地の商店街の活性化と市民交流の場とするために、旧篠山町民会館、役場の隣にあった町民会館を改修して、大きく広げて、そこには一部市役所の事務所も入れるような形の市民センターにしたということで、これも特例債の適用になったそうでございます。

それから、4番目にはチルドレンミュージアム整備事業ということで、これは廃校跡の利用でございまして、篠山市は平成11年4月1日にできたわけなんですけれども、その前の篠山町が昭和50年に3つの町が合併して篠山町になってございます。そのときに、城東中学校、多紀中学校、篠山中学校と3つあった中学校を1つの中学校に統合をしたということで、多紀中学校が廃校になりましたので、その後、どういう利用をしていこうかという話の中で、子供たちのための施設をつくるべきだということで、子供博物館ということで、チルドレンミュージアムを整備をしたと言われております。これも合併特例債の適用になったということです。

それから5番目には、こんだ薬師温泉施設整備事業、これもいまやっておるわけなんですけれども、旧今田町で、これはふるさと創生基金を利用してポーリングをしたと。結果、温泉を掘り当てたよということで、そこでとまってあって、旧今田町では大きな課題として残されておったわけなんです。これが今合併をして、そこに温泉施設を建てようということで、しかし、これ、今やっておるわけなんですけれども、集客施設でございまして、使用料を徴収する施設なんです、入浴料等をいただきますので。そういうものが合併特例債の適用になるかどうか、県の方で非常に議論が出ておったそうです。ですけれども、今のところ何とかいこうということで、いけるような雰囲気だそうでございます。この辺が最近では非常に厳しいんだろうなということを言われておりました。ただ、全国で一番先にできた合併だったからかなというお話もちょっとされておりましたけれども。

それから、6番目の斎場・火葬場整備事業、これも既に終わっておるわけなんですけれども、これは以前、4町で火葬場が2カ所ございましたけれども、お互い2つとももう老朽化しておったの

で、新築したいなというのが4町での広域の課題であったそうです。それで、4町合併したときに、新しい大きなものを1つつくろうということで、広域の課題であったものをつくったと。これは合併特例債の適用になったそうです。

それから、篠山口駅の周辺整備事業、これは今、着々と進められておりますけれども、篠山口駅周辺整備で駅の周辺のロータリーとかはまだ整備できていないそうです。実際には、こういった事業がすべて合併特例債として適用されるかどうかは、今のところ最終決定はしておらない状況でございます。今後、理由づけが必要だという話をされておりました。

8番目の広域道路ネットワーク整備事業、これは4町間を結ぶ道路なんですけど、この項目につきましては、旧町間の交流、連携、アクセスの充実を図るためということで、項目出しをしておる分だそうです。計画では2路線上げておりますけれども、あくまでも枠取りであるよということで、工事はまだかかっておりません。

それから、9番目の県水導入事業、これにつきましては、この地方は非常に飲み水が少なく、水源がございませんので、三田市の方に県の水があって、その水を分けてもらって、引っ張ってこようということで、約120億円ほどかかるらしいんですけども、そのうち、国が3分の1、公営企業が3分の1、市で一般会計で3分の1ということで、約40億円出して一般会計から特別会計の方へ繰り出しをするわけなんですけど、その40億円について、特例債を借りて公営企業の方へ払ったということでございます。これは特例債の適用になりました。工事はまだこれからです。

それから、10番目、防災行政無線施設整備事業、これはまだかかっておりませんで、4町独自の放送を行っております。旧町で放送をやっております、これも新市で全域をカバーするような無線がいいのか、もっと違うほかの方法がいいのか、ケーブルテレビなんかも含めて、今後検討をしていくということだそうです。これも、枠取りとして計画にのせてありますという話でした。

最後、11番目ですけれども、にぎわい交流館整備事業、これにつきましても、具体策等はまだできていないような状況でございます、197億円の枠の中というような状況だという話でございます。と申しますのも、11年4月1日に篠山市が合併したときには、合併特例債の法律はできていませんでした。11年7月の法改正で11年4月1日以降合併した市町村にも適用するよという話が出て、急遽197億円に合わせるための事業を探したというような状況だそうでございます。

感想としましては、合併について、一体感の醸成とかと言われておりますけれども、どういう理由づけをするのかというのが非常に難しい分だというお話でございました。ですから、南部町、南部川村合併いたしますと、例えば学校施設、幾つか改築が必要になると思われそうですが、合併特例債を借りるためには、かなりの理由づけが必要になってきょうかなと思っております。

それと、この計画書の中身ですけれども、前回もご説明させていただいたんですけども、21ページ以降の分で主要事業名の入っていない部分でございます。ここにはどういう事業、特例債のきく事業だけでなく、単独の分も含めて、10年間で予想される事業をすべて記入していきたいと考えてございます。記入する時期といたしましては、今現在、県と事前協議を進めておる最中でございますので、次回、8月の協議会に事業名を提案をさせていただく予定としてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、この計画書につきましては、新町の基本方針を定めて、各分野の施策の方向を示すものでございまして、それ以上のより詳細かつ具体的な内容につきましては、長期総合計画や基本構想、基本計画というのがあります。これはあくまでも新町になってから新町長のもとで作成されることになるかと思えます。ですから、基本方針を定めて、各分野の施策の方向を示すためのまちづくり計画とさせていただきたいと思えます。

以上が前回お話のありました分、先進事例と特例債の説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

井上議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明をいたしました協議第22号 新町まちづくり計画につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言を願ひたいと思えます。

どうぞ、C委員。

C委員 何回協議会に来てるのかと笑わないでくださいよ。

特例債の話をしてもらったところやから、忘れない間に、新町の一体感ということていうと、国道424号線を私は奥の方に住んでるからすぐ思い出しますが、これは新町で特例債を借りてでもという事業ではないと思うので、県が特例債を使ってというか、県が合併するのじゃないので、県は特例債使えないんですね。

(「使える」の声あり)

C委員 使えるんですか。そこら辺の見通しの話というのを一つ聞かせてほしいのと、それから合併する面積とか旧町村の数とか、学校が幾つあって、もう統合されるのが目に見えておる地域とかいうようなところが合併するのと、うちの場合とは違うかもわからんが、一言で言うと、特例債というのは特別に貸してくれるのやけれども、言葉は悪いが、使いまくった方が得なのか。将来10何億円も負担が必要になるということになると、使わずにいけるところは使わない方が得なのか、そこら辺の思いを聞かせてください。

もう一つ、すみません。うちの村で出た話ですが、半分答えのわかったような話ですが、南部川村 番地、 ということで、生命保険とか自動車の届けとか、それが町村合併したら、自分がお金出して、書きかえに行かなければならなくなるのと違うかというような話もあったんですけども、そこら辺もちょっとついで見解がわかっていたら、示しておいてください。

小谷事務局長 まず初めに、国道424号線、これは合併をいたしますと、清川地区の方が新町の庁舎へ行くのに非常に遠くなるので、ぜひともお願いしたいということで進めていきたいと思っております。国道ですので、新町で負担金はないわけなんですけれども、県の方で特例債を借りることができますので、その中に一緒にお願ひしていきなというふうに思っております。それも

今、県の方と事前協議を進めていく中に入っております。

それから、特例債で使った方が得か損か。これはあくまでも借金ですので、返さなければなりません。けれども、どうしても必要な施設であれば、7割交付税で見てくれるのであれば、地元分担金3割ということなので、最初の5%は必要ですが。むだなものはやる計画にはなっていないわけなんですけれども、必要な分だけは、せっかくの制度ですので、やればなということ、できるだけこれに合うような理屈づけをしていきたいなと思っております。

それと、町名が変わって、生命保険の保険証等で、旧南部川村であったんだけど、満期来たときにはみなべ町になってあったよという場合、それらは保険会社へ問い合わせしてみたところ、何の支障もなく、満期になったら満期金おりますし、もしかの災害がありましたら、保険金がおりてくるそうでございます。

役場関係は全部そうです。パスポートもそのまま結構ですということで、一番後ろのページに自分の住所を自分で書く欄があるらしいのですが、それは新しい町名を自分で書いていただいたらということでございます。

車の車検証、これが現在、調査中でございます。と申しますのは、新潟の陸運事務局は無料で、書きかえは手数料要りませんよということで、用紙代30円、それは要るらしいんですけども、であれば和歌山県も要らないのだろうなということなんですけれども、自動車屋さんと相談した結果、確たる返事いただいてございませんけれども、多分全国一緒で、それは必要ないんだと思いますが、確認したいと思えます。

それらにつきましては、町名が変わった場合の手続の方法というのを一覧表にして、各戸配布できるようなチラシをつくって、お知らせしたいと思っておりますので、申し添えておきます。

井上議長 いいですか。

ほかに何かご意見、ご質問はありませんか。何かないですか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようですので、協議第22号 新町まちづくり計画につきましては、ただいま事務局が説明のとおり、次回に施策名、事業名の案が提案されますので、継続審議といたしたいと思えます。

続きまして、協議第23号 使用料・手数料等の取扱いについてのご協議をお願いをします。

事務局からまず説明をいただきます。

小谷事務局長 恐れ入ります。これは第5回目、前回の資料の中ですけれども、前回の資料の4ページに協議第23号 使用料・手数料の取扱いについて。使用料・手数料の取扱いについて提出する。平成15年5月15日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで提出させていただいております。

明細につきましては、5ページで使用料・手数料の取扱い。調整案としましては、窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平の原則により、合併時に統一をする。

具体的な調整内容としましては、各種窓口手数料の額については、戸籍関係は両町村とも同一料金であるが、住民票記載事項証明手数料など証明手数料に差がある。日高郡の町村の多くは、昭和61年に各種証明手数料を150円から200円としたが、南部川村は昭和56年に100円から150円とし、そのまま現在に至っている。国で統一しております住民基本台帳ネットワークによる広域での住民票発行手数料は200円、南部川村の方も200円としております。近隣市町村の状況から見比べまして、新町においては、各種証明手数料は200円に統一する方がいいのではということで提案させていただきます。

手数料と申しますのは、特定の者に提供する役務に対しての徴収をするものでございまして、地方公共団体の事務につき、条例で徴収することとなっておりますので、新町の条例でそうしたいなと考えてございます。

そこにありますように、南部町、南部川村比較していただきますと、南部町200円となっている部分がほとんど南部川村では150円となっております。

6ページの方では、犬の登録等、鑑札、注射、これらは両町村違いございません。同じでございます。鳥獣飼育許可の3,600円も違いはありません。公文書の閲覧、抄本交付、これは南部町200円、南部川村150円となっておりますけれども、これを合併時に統一をしたいということで、調整案を提案させてもらってございます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明しました協議第23号 使用料・手数料等の取扱いについて、ご意見なりご質問ありましたら、どうぞご発言を願いたいと思います。ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ご意見がないようでございますので、協議第23号 使用料・手数料等の取扱いについては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井上議長ありがとうございます。

協議第23号 使用料・手数料等の取扱いについては原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議第24号 環境衛生関係事業の取扱いについて、ご協議をお願いいたしたいと思っております。

まず、事務局から説明をしていただきます。

小谷事務局長 それでは、続きまして資料の7ページで、協議第24号 環境衛生関係事業の取扱いについて。環境衛生事業の取扱いについて提出する。平成15年5月15日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、次のページ、8ページをごらんください。生ごみの処理機でございませけれども、調整の方針案としましては、生ごみ処理機購入費補助金については、合併時に要項を統一し、補助を実施する。

具体的な調整内容、ここにもありますように、合併後も南部川村の例により補助を行っていく。交付対象者、新町に住所を有する世帯の世帯主で、以下の条件を有する者。過去5年以内に同じ助成金の交付を受けていない者、適正な設置をしている者、処理後の製品について自家処理のできる者。補助金の額につきましては、販売金額の3分の1以内で上限は5万円とする。助成対象物は家庭用電気式生ごみ処理機のみとするということでございます。

これにつきましては、廃掃法というのですか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律だと思えますが、その中に国民の義務というのもございます、「廃棄物の排出を抑制し」とか、「その生じた廃棄物をなるべくみずから処理すること等により、廃棄物の減量、その他適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」というふうに定められてございまして、そこでごみの減量化で、とりわけ各家庭で最も身近なごみ、生ごみですけれども、その減量化をするために、この制度は新町でも残していこうという案でございます。

9ページでは、粗大ごみの項目でございまして、粗大ごみ等の特別収集は、南部町の例により統一し実施する。南部川村で行っている粗大ごみの拠点回収は合併後も継続して実施する。拠点位置については新町において検討する。

具体的な調整内容ですけれども、合併時に新町として直接自宅まで伺う粗大ごみ収集を実施する。主な要項は次のとおりでございまして、対象ごみとしましては、一般家庭の生活に伴い発生するごみ。みずから搬入のできない方、高齢者等でございます。対象外のごみとしましては、今申し上げました1、2に該当しないごみ、その他搬入禁止物等は対象外とさせていただきます。手数料につきましては、軽トラック1台につき1,050円。ただし、生活保護世帯については、担当課と協議を行い、当該世帯の方になるべく負担のかからないようにする。なお、南部川村で実施をしております拠点回収は継続して実施をするよということでございます。ですから、南部町で各家庭へとりに来てくれている分、合併をいたしますと、新町も適用するよということでございます。

10ページでは、資源物の回収でございますけれども、資源物(資源ごみ)の拠点回収は合併時に統一し継続して実施をする。

具体的な調整内容としましては、合併時に拠点回収は全町的に実施する。回収品目については、2種2品目、ペットボトルと紙パックとする。回収場所は、スーパー等の店頭回収及び公共施設を利用する。保管場所は既存施設とする。処理は地元業者へ引き渡す。収集は、直営で行っているところは現行どおりとするが、将来的には委託とする。こういう調整案でございます。従来どおり実施をするということで提案させてもらっております。

続きまして、11ページですけれども、これ、恐れ入ります。燃えるごみ、ダンボール、新聞、南部町と南部川村で表の見方がちょっと並び、逆になっている分でございますので、皆様方の机の上に

一番下に1枚物をお配りさせてもらっておったかと思うんですけども、これに差しかえをお願いします。中身については全く変わりはありません。定期収集の委託料の金額、万単位と千円単位の違いがあったりとか、表の順番、上下違っておった分を、新しく差しかえ資料でお配りした分は新しくなっております。

11ページの分、調整方針案としましては、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施する。ごみの分別の徹底を図るため、新町において指定ごみ袋の導入を検討する。

具体的な調整内容につきましては、収集・回収については、合併後に統一をする。南部川村地域の可燃ごみ収集については、週2回制への導入については、合併後調整検討する。燃えるごみは南部町週2回、南部川村週1回となっておりますが、これが合併いたしますと同じ町になりますので、2回制について、合併後検討をするということです。資源ごみ(缶・金属類)月2回、瓶類・埋め立てごみ月2回とする。ただし、ダンボール、新聞・雑誌については、現行どおりとする。

次のごみの分別徹底を図るため、新町において指定袋の導入を検討する。分別徹底を図るために、新町での指定ごみ袋の導入を検討する時期に来ているのではないかとということで、提案させていただいてございます。今現在、両町村とも指定ごみ袋はございません。ちなみに、日高郡内は南部町、南部川村だけです。あとは指定袋です。西牟婁郡につきましては、すさみ町に指定袋はございません。あとのところは指定袋がでございます。あと、西牟婁郡でないのが、日置川町は指定袋はございませんけれども、処分費として月210円お支払いいただいておりますと、これが近隣の状況でございます。

収集の形態につきましては、現行どおり継続をするということでございます。

以上が環境衛生関係の取り扱いでございます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第24号 環境衛生関係事業の取扱いについて、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

D委員。

D委員 協議第24号について、4点ばかり意見というか、要望というか、を申し上げたいと思います。

最初に、生ごみ処理機の購入費補助ですが、これについては大変結構なことで、喜んでいる方も多いのではないかとこのように思っています。しかし、町中では、ここにも規定があるとおり、自分でその後のものが処理できるという点でいいですと、なかなかそれを活用するという事は難しいと思いますが、その点では今、局長の方からは、11ページは全くほかは変わりありませんということでしたが、前の文章を見ていただいたらわかると思うんですけども、11ページには大事なことが私は書かれていたというふうに思うんですね。

具体的な調整内容の11ページ、前の資料でいいですと、最後のところに「将来的には生ごみ及び公共下水の乾燥汚泥による堆肥化等の有効利用を図れる施設の導入も検討する」と、こういう文章

が前のところには入っていたわけです。これは、やはり生ごみの処理ということで、ごみの減量という点でいくと、この検討する課題というのは大変大事なことでなかったかなと。それが新しい1ページの方にはそれが入っておりませんので、どういうふうになっているか。これは質問も兼ねて。

2点目は、粗大ごみ等の収集についてですが、南部町内にも南部川村で実施している拠点回収を望む声があります。粗大ごみについては、費用等は当然、廃棄する者が負担をするということは当然だと思いますが、いわゆる回収についての便宜を図ってほしいという、そういう声が多いわけです。この辺は、やはり考えていくべきことではないかなというふうに思っています。

それから、3つ目は、指定ごみ袋の導入についてですが、これは近隣町村の状況も報告されましたけれども、ごみの収集について、実質的にはこれ有料化するということになるわけでありませうけれども。

そこでぜひ確認をしておきたいというのは、あくまでもそれはその前段にありますように、ごみの分別の徹底を図るためにという、そのためにやるんだということですね。そういう点をぜひきちんと確認をして、重点は分別の徹底にあるんだということを、その趣旨をぜひ大事にしてほしいなと、そのことを確認したいというふうに思っています。

それから、4点目は、このいわゆる環境衛生関係事業全般にわたることになるわけですが、特に焼却場の問題ですけれども、結論から言いますと、今のごみ焼却場をできるだけ長持ちさせるということが大事ではないかなというふうに思うんですね。といいますのは、最近、そういう焼却場というのは、補助金の関係もあって、大型化、広域化していますね。それでないと補助金が出ないという状況ですし、ところが、なかなか大型化している焼却場、トラブルが続いているのは新聞報道でよく見ます。いろいろ問題もあるようですね。だから、今ある、南部町、南部川村で運営しているこの施設をできるだけ長持ちさせる、そういう点が大事だというふうに思うんですね。そのためには、ごみの減量と、それから分別の徹底ということが大事だと思うんですね。

そういう点でいくと、南部川村さんはどうだったかということとはわかりませんが、南部町では、割と分別の徹底とか減量化ということだと思いますと、そういう住民への啓発というのが余り熱心になされていないというふうに私は思っているんですね。だから、もっと住民の協力を得るために、分別とか、あるいは減量について、そういう啓発活動をもっともっとやる必要があるんじゃないか。そして、今ある施設をできるだけ長持ちさせるということが新町においても大事なことでないかなというふうに思っています。

以上です。

井上議長 どうぞ。

小谷事務局長 すみません、生ごみ処理機ですけれども、家庭菜園等がないとか、自家処理が大変難しい方、町内にもおられるかと思えますけれども、これらについては、今の村の要項でいきますと、自家処理のできる者に限るということになっておりますけれども、これはあくまでも新町に

なりますと、新町で新しく要項をつくることとなりますので、その際に、ごみの減量化をする意味からも、特に推進をしていきたいということで、生ごみ処理機から出てきたものについては、非常に量が少なくなっておりますので、それを再度ごみとして出していただいても1つの方法かな、減量化のための方法としてはそれもあるのかなということなんですけれども、それらについては、新町で要項をつくる際に再度研究を重ねて、皆様方にお示しをしたいと思います。

それから、乾燥汚泥堆肥化、これ、差し替え分には抜けておりますけれども、これにつきましても、新町になりまして、広域化の話になるうかと思っておりますけれども、これはどんどん進めてまいります。

それから、粗大ごみ、現在、南部川村では拠点回収を行っておりますけれども、旧南部町内につきましても、合併をいたしますと、拠点収集をする場、しない場というのはできないかと思っておりますので、旧南部町内についても、それなりの便宜を図っていきたく思っております。ただ、場所的なものもございまして、どこか広い場所を探して、できる方向で進めてまいりたいと思っております。

それから、指定ごみ袋につきましては、あくまでも分別の徹底を図るためにお願いをするものでございまして、料金設定につきましては、また皆様方と新町になってからご相談あるうかと思っておりますけれども、原材料費程度のご負担をお願いしたいというふうに考えてございます。

それから、焼却場をできるだけ長持ちさせるようにということで、これにつきましては、分別の徹底等、住民への啓発、今までできていなかった分、反省をいたしまして、今後熱心に啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

井上議長 D委員、いいですか。

ほかに。

どうぞ、E委員。

E委員 私もごみの一部事務組合の役員でございますけれども、新聞に何年か前にF委員さん、間違っていないと思うんですけれども、F委員さん達が中心になって、ごみ袋をやっているというようにも新聞で見たように思うんですけれども。その辺について、ちょっと参考に教えていただけたらと思ひまして。

井上議長 F委員さんに。

E委員 はい、F委員に。

井上議長 お答えできますか。そうしたら、どうぞお願いします。

F委員 私ども、婦人会の連合会長などを務め上げた者たちが、平成元年に初めてクリーンクラブという会をつくりました。その中で、水をきれいにする運動と、それから分別をきれいにし、なるべくごみを増やさないとということで取り組んでまいりました。

水をきれいにすることについては、もう家庭から出る排水をいかにして汚さないようにしようかというので、女性が使っているストッキングを使って排水のところに受けて、ごみを出さないようにして、きれいな水になるようにということを努めて、啓発もいたしました。おかげさまで、そのことが大分広がって、新しいお店でもネットを使用して、市販もされておりますので、それを使って随分協力をしていただいて、今では多くの家庭の皆さんが、一度使いますと、やはり何か汚いごみを出すのが嫌になってくる、女性のちょっとした感性的なものもあるのかと思いますけれども、大分きれいになって、水もだんだんきれいになってきたことによって、その啓発によって、だんだん集落排水が進んでいったのではないかなと内心思っております。

ごみの分別袋ですけれども、余りにも肥料の袋が出まして、それで焼却場を見学させていただいたりしたときに、袋が十分でなくて、中身が見えなくてということで、私たち、何か啓発するためにということで、透明の袋にみんなで取り組みましょうという項目をずっと印刷いたしまして、1回注文をして、皆さんに使っていただくようにいたしました。それが、もう3回、4回と重ねて、大分よくなってきたなというときに、やはり市販のお店で売っている袋が真っ黒なんです。真っ黒とか、やはり中身を見られたくないというのがありまして、それでその袋も、粘りがあれば燃えるためによくないんですと聞いたんですね。さくいようにつくっていただいたら、今度はぴっと裂けてしまうんですね。途中で裂けてしまったら、皆さんがまた家庭で使っていただけないって、随分苦労いたしました。けれども、それも今、だんだん新町になれば新しい袋になるのではないかとということで、今年はもう追加をせずに、様子を見て、前の分をつくって、最終的に全部使っていただくことにして、今、様子を見ております。

それでこの間、私ども寄ったときにも、やはり指定袋はきちんとつくっていただいて、少し割高であっても、その割高が焼却炉を長持ちさせたり、運営するに当たって費用を少なくするならば、新しい袋に検討に入ってきちんとしたものを、必ずその袋でなければ集めてくれないところまでいかないと、これはもうずるずるではとてもだめだと思いますから、そんな状態に経過を追ってきて、新しい袋になってくれることを一応望んでおります。そんな状態ですが。

井上議長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。
どうぞ、G委員。

G委員 現在南部町では、何でも持っていってくれと。Fさん達は、南部川村でそのように分けるように今やっているんですか。

F委員 まだ……。

G委員 全体じゃないんでしょう。そうしたら、今度から新町になったときには、まず担当課にお願いしたいのは、何と何と何に分かれるという計画を早目にやってほしいと思うんですよ。そうでないと、今南部町では何でも、悪いけれども袋へ入れたら持って行ってくれるので。お肉なんか入れているトレー、あれは個人的に回収してくれる所へ持って行っていいけれども、今度からそれができたときには、トレーはトレーを入れる入れ物とその回収日というのはあるんでしょう。これからするんでしょう。その計画を先にしてもらって、やはり徹底していかないと、今まで何でもありがたいことに持って行ってくれたので、その惰性がいつまでも続いていると思うんで。

それは厳しくなるためのまず第一歩、早目に計画をしてほしいと思うので。さっきD委員さんが、みんなのPRがないのじゃないかと言われたけれども、私達も折に触れ、その機会があるときには勉強会もやっているんですけども、やはり現物が、袋がきちんとできていないと。今のところは、トレーとペットボトルを分けるぐらいがせいぜいかなと思うんです、南部町は。

この間も松田商店へ見学に行って、ペットボトルからこんなものができる。しかも、そこで作業してる人たちが、瓶を手で仕分けしているところなんか見ると、本当に瓶もきれいにしておさないと、この人たちのご苦労が。割れた瓶を皆、手で整理しているんですよ、手が切れてしまわないかなど。だから、そういうことも含めた、早期に何と何との種目に分けるということを設定してもらって、これから何かあるごとに、勉強会のときにでもそれを出して、地区懇も回ってもらって、その計画を先に、私はして欲しいなと思います。

井上議長 事務局。

小谷事務局長 今、環境衛生事務組合の職員ともご相談させていただいておったんですけども、合併してからじゃなしに、もうすぐにでもその分について、一部事務組合の方でまず検討を始めて進めて行って、それを合併すると新町の方に引き継いで行って、徹底をしていきたいというふうに考えてございますので、早急に検討に入らせていただきたいと思います。

井上議長 山崎副会長。

山崎副会長 今のごみの問題、余り軽率に言うのはおかしいと思いますので。南部町と南部川村は無料なんですよね。だから、例えばよそでやっている指定袋というのは、手数料のかわりにあれをやって、それで手数料というのは集めに行けないから、そういう要素があるわけですね。だから、分別を徹底するということは、有料化になりますよという一つの前提があるので、例えば新宮市で2種類云々という市長選挙にまで絡んでもめたというような問題は、非常に手数料との関連もあったように聞くんですね。

だから、あくまで美化のために無料化をしていくということであれば、袋を分けるということで、では自分たちのところでやってくださいよと。そんなことでやってくれるということになれば、それは面倒くさいから、もう捨ててしまえと、こうなる。過去においてそれがあったわけで、

だから今、合併までにそういうのをきちんとやって、もう既に前例を作って、合併へ引き継ぎますというのは簡単にできるかどうか。これ、もう少し協議をさせていただいて、次のときにでも報告させていただくことにしませんと。ただ単に分別は良いことだけれども、自主的に分別ということは非常に至難であるから、今、南部町なんかでも、全部取らせていただきますということにしないと、不法投棄とか何とかが非常に増えるという懸念があるわけですね。そういう両面を持っていますので、きょうは簡単に合併前にこうやりますとかどうかということについては、次の協議会まで局長、協議して。

それで、ここで今の要望が出たときに、あなたがそこで事務局に聞いてぱっと答えるというやり方ではなしに、それを受けとめさせていただいて、質問と要望というものを、要望については、次なら次の協議会にさせていただくというような、そういう基本的な前例を議長、させていただいたら私はどうかと、今聞きながら思うたんですけれども。

井上議長 ちょっともう少し山崎副会長にお聞きしたいのですが、これは一応答弁は僕も聞いていて、これが事務局ができる答弁かな、あるいは現首長さん方に行政担当者としてお答えいただかなければならない答弁かなという、その取舍選択は自分自身は迷っているところが確かにあるわけなんです。しかし、一応規定上、事務局という形で答弁いただけるということでありましたので、答弁をしていただきましたけれども。今後そういうことで、僕の取舍選択が、一つの思いが両首長さんが感じられたら、今のように随時ご発言をいただいて、そういうことの中で皆さん方のご同意を得て進めていきたいという思いでありますけれども、山崎副会長、その辺意図するところはどうかということですか。

山崎副会長 皆さん、もうおわかりいただいていると思いますが、協議会へ出させていただいているのは、会長の名前でこういうことではいかがでしょうかと出させていただいているわけですね。その前提としては、事務局だけじゃなしに、首長会も開き、事務当局の幹事会も開いて、打ち合わせをして、山田会長の名前で提案させていただいています。

だからここで質問があって、簡単にそれを、協議してないことまで、ちょっと事務局が聞いて、こうですと。参考資料として意見を聞いてもらうのは良いけども、合併して新町になったときにこうしようというのだから。そこまで協議してないことを今ここで言うこと自体が、すべてにわたってそうじゃないか。

私は、これだけじゃなしに、事務的なことで、南部町と南部川村の食い違ったところを是正するような形で出しているケースが多いんですよ。それも大事だけれども、新町になったときにどうしますということの方が逆に言うところと大事なので。それまでのところの協議は、また皆さん方からご意見を聞かせていただいて、検討させていただくということが私は正しいのではないかと思うので。議長さんのサイドでどうして下さいというんじゃないしに、局長さんも答弁するときに、協議してないことまでここで答弁をするということはどうかなと思いましたので。

議事進行上そういう、特にごみの問題もそうなんですけれども、これから後の教育問題なんか

も、そういうこと幾つか出てきますので、だからそのときに、いや、こうしますよといって即答できる議会的な形式でやられると、ちょっと後で困る点が出てくるんじゃないかなと、こう思いましたので。

井上議長 今山崎副会長の申し出については、議長としても理にかなったご発言だと思いますので、今の指定袋の件につきましては、今事務局がそういう形で検討をしていくと、ある程度資料を提出するという答弁をされたわけなんです、それは一応削除という形の中で、今、町長が言われた、まだまだ未協議の部分があるこういう問題については、大変慎重を期さなければならないというご意見が出ましたので、そういう取り扱いをさせていただきますということで、皆さんご了解をいただけますか。

Gさん、いいですか。

G委員 はい。

井上議長 はい、わかりました。
そうしたら、今後……。

D委員 議長、ちょっと休憩入れて、きちんと調整してください。

井上議長 D委員、申しわけないけれども、休憩もとるけれども、今のことについては指定袋の件に限った発言なので。そのことについては、今、事務局との答弁と副会長の思いとの、行政担当者としての思いとの違いがあった。その違いについて、私は副会長の発言について、ああ、そういう取り扱いをしなければいけないという認識を持ちましたので、その件についてはですよ。そういう形で、事務局が新町ができるまでにそういう指定袋の件については具体的な案を示すという答弁をされたことについて、副会長が異議を申されているんだから、その異議を認めますという形の中で、皆さんにお諮りをしたわけで、あとの累々のことについては、まだ僕は今の件では含んだ発言ではございませんので、その点だけはご了解いただきたいなと思います。

小谷事務局長 申しわけございませんでした。

指定袋の件につきましては、幹事会、首長会等でいろいろお話の途中でございます。ですので、先ほどの答弁につきましては、発言の訂正をさせていただきたいと思います。

この後につきましては、指定袋の件につきましては、再度協議を重ねまして、できましたら継続協議とさせていただいて、次回……。

井上議長 ちょっと待つて。暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

井上議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開をします。

再開に当たりまして、先ほどの経緯について、山田会長の少しお考えとかご意見、ご見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

山田会長 会議の形式、持ち方でございますけれども、それがちょっと今、混乱しかけたので、ちょっと整理をしてみたいと思います。この会議は協議会でありまして、あくまでも相談をして決めていくという会議でございます。いわゆる議会形式のように、議員、委員対執行部という、そういう形式ではないわけでありまして、もちろん意見なりご質問をいただくことは当然でありますけれども、全体の会議の形というのをそのようにお考えいただけたらと思います。

それで、ここに提案していることにつきましては、それまでには我々首長会議、その前には行政調整会議というのを持ってありまして、両町村の助役、収入役とか教育長とか、あるいは課長らで協議をして、そしてこの案をつくり上げてあるわけです。あらゆる面から検討して、こういうふうな一応案をつくって、我々首長会議でそれをまた再度検討いたしまして、そしてここへお示しをしているという順序を踏んできてございます。

それで、この協議、相談の中にありまして、ご質問とかご意見を出していただきましたときに、この原案に対する考え方だとか根拠だとかということのご質問をいただきましたら、私ども2人の中からそれぞれお答えを申し上げる、また事務局からもお答え申し上げるということでありまして、事務局長がこの会議すべてを総括するというものではありませんので、そのようにお願いを申し上げます。

それで、またこちらからも会議の都合によって、私はこの会長という立場上、余りしゃべらないつもりで座っているんですが、機に応じてまた発言をさせてもらいまして、皆さんの理解を得られるような会議にしていきたいと思いますので、そのようにご了解、ご理解をお願いいたします。

以上です。

井上議長 どうもありがとうございました。

私も、議長職を務めさせていただくのが今回で2回目でありまして、いろいろまだ皆さん方に手順の中でご迷惑をかけることもあろうかと思いますが、できる限り耳を研ぎ澄まして、何とかいい形の中で議事進行を努めたいと思いますので、いろいろとご協力を今後ともお願いしたいなという思いであります。

それでは、協議第24号の環境衛生関係事業の取扱いについて、ほかに皆さんご意見ありましたら続けたいと思いますので、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

Ｃ委員。

C委員 牛乳パックとペットボトルと名指しされていますが、なかなか店頭へ回収箱を置いてもらってということでは、具体的に難しい面もあると思います。牛乳パックとペットボトルのところへもう一つ、トレーというのを入れたらどうかという意見です。

小谷事務局長 現在、南部町ではペットボトルと牛乳パック、南部川村では紙パックをしております。それで、あと残る分としてはトレーがございます。今、トレーの回収箱を置いてくれるスーパーもございますので、そのへんも加味して検討をして、できるだけトレーも分別して回収できる方向で事務サイドで研究してみたいと思っております。

井上議長 いいですか。

ほかに。

E委員。

E委員 私、ちょっと質問させてもらいますけれども、局長、答弁は別に今度してもらったらいんですけれども。袋ですね、今、ごみの袋は色もいろいろと分けるとさっき坂本さんも言われたけれども、プライベートな、女性には特にそういうこともあるし、それで色を赤にするとか、青色にするとか、それとも、またこの近隣市町村を見てみると、名前を書いて、悪いごみは持っていかないというようなこともよく聞きますが、それはきょう検討にまたしておいてください。それだけです。

井上議長 ほかに何かご意見。

F委員。

F委員 私も事務局長にお答えまではいただけなくても結構でございます。

ペットボトル、牛乳パック、トレーですね、これは大体女性の方が一生懸命になってやろうと思えばできることなんです。ただ、ここにこういうごみ問題を男性の皆さんに浸透させてと思いませんのは、やはり常々どこかにいつも啓発的な文言が入るお知らせ文書ですね、それによって環境をきれいにしないといけないというのがつくり上がっていくと思うんですよ。

今度、新しいごみ袋にしましても、何もごみの袋を無理につくって、それでなくてはというよりも、今、安く売っている袋を、100円ぐらいで10枚入りのがあります。そういうのを使った方が住民の皆さんが良いとすれば、徹底的にそれを分別できるように啓発をして、それで最近やはり焼却については経費がかかりますから、焼却料というか、無料で収集するかわりに少しお金が要りますとか、色々な検討方法があると思いますから、そういうのを環境課の皆さんとか、今、焼却場でお仕事をしてくださっている方とかが相談していただいて。

このトレーとかいうのが、物すごく最近はお魚とか、もうありとあらゆるものに使ってあります。けれども、色つきとか、それからきれいに洗えてないものはお店でも嫌うんですよ。スーパー

ではちゃんと箱は置いてありますけれども、きれいに洗ってくれてなかったら、底が黄色くなって、絵柄つきとかは受け付けませんとか、もう決まったものになってあるんですね。それを一々見分けて、いかにできるかというのは、大分積み重ねていかないと、1年2年でできるものでもないし、合併したからといって、簡単にできるものでもないと思いますから。なるべくなら、もう啓発的なことを入れて、無料であれば無料でよろしいかわりに、焼却にはこれだけのことがかかるんですよとか、困っていますよというのを入れたりして、考えていただきたいと思います。

井上議長 ほかに何かご意見ございませんか。

余り遠慮なさらなくても結構なので、どうぞ、ご意見があれば。

はい、F委員。

F委員 この間、滋賀県五箇荘町という町に行ってみりました。あそこはやはり琵琶湖を控えておりますから、皆さん環境については物すごく神経とがらせて、家庭から出る水とか、もう気をつけておられます。

それで、そのときにペットボトルを町並みのある決まったところに大きなお米の袋のようなネットで、それで両方に穴があって、ひっかけのところへついてあるんですね。それで、10枚ぐらい重ねてあって、ペットボトルがいっぱいになれば横へ置いておいて、連絡先が書いてありました。網目ですから、よく外からも見えていましたので、それで町並みにそんなところへちょいちょい置いてあったりして、町はすごくきれいだったのがとても印象的でしたので、なるべく頑張ってあんなふうになりたいと思いました。

井上議長 ほかにご意見ありませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ご意見がないようでありますので、協議第24号 環境衛生関係事業の取扱いについては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 どうもありがとうございます。

協議第24号 環境衛生関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第25号 上水道・簡易水道関係事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

事務局から説明をいただきます。

小谷事務局長 12ページ、続きまして協議第25号でございます。上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて。上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて提出する。平成15年5月15日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、中身については、13ページ、14ページになってございます。

調整の方針案としましては、水道条例については、上水道と簡易水道を一本化した条例とする。水道使用料については当面の間、現行どおりとし、合併後新町において調整する。水道事業におけるメーター使用料、加入分担金、宅造分担金については合併時に統一をする。水道の新規加入については、給水区域、配水管の状況等を踏まえ、合理的な方法をとる。これで前回提案をさせていただきます。

それで、右側の具体的な調整内容ということですが、考え方としまして、上水道と簡易水道の違いはあるが、利用する住民にとっては同じ水道であり、料金の不公平感がないように調整することが必要である。これで前回提案させていただきます。

それで、ここで皆様方にお諮りをしたいと思っておりますけれども、前回、篠山市へ視察に行かせてもらったときも、上水道会計と簡易水道会計を一本化して、料金も統一されたというのも聞いてきてございます。それらの手法について、どういう形にするのが一番いいのかということで、このことを含めまして、事務局で南部川村環境課、南部町生活環境課あわせまして、事務局で現在、研究を進めてございますので、この協議第25号 上水道・簡易水道関係事業の取扱いにつきましては、もう少しの時間をいただきたいと思っております。できますれば、継続協議にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

と申しますのは、具体的な調整内容にありますように、料金の不公平感がないようにというところをもう少し事務局の方で研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

井上議長 今、事務局から協議第25号 上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて説明がありました。

何か、ご意見があれば、質問なりお願ひしたいと思っております。

ただ、今、事務局の方から、料金の不公平感をなくすことに対する調整については、もう少し時間をいただきたいということの中で、勉強したいということの中で、継続審議という提案もございました。その件も踏まえていただいて、いろいろご意見なりご質問をいただければと思っております。

山田会長。

山田会長 水道料金について、南部川村の状況をちょっと申し上げておきます。

今、ここに出てきている料金は、平成14年4月にこういうふうに改めました。ということは、合併を目前に控えてきてありますので、南部町さんとの料金に近づけるために、引き下げるべきとの意見がありまして、料金を下げています。本来なら、そのまま持ってきて、ここで調整して下げるというようにしたらよかったかなと私は思うのですが、前もって自主的といいましょるか、南部町

にすり合わせるようなことをしてあります。それがこの額でありまして、以前はこれよりも高かったんです。

以上、経過報告です。

井上議長 どうもありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ご意見がないようでありますので、協議第25号 上水道・簡易水道関係事業の取扱いについては、事務局の説明どおり、水道料金の統一も含め、上水道と簡易水道の一元化を再度検討するため、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 どうもありがとうございました。

協議第25号 上水道・簡易水道関係事業の取扱いについては継続審議といたします。

続きまして、協議第26号 下水道・集落排水関係事業の取扱いについて、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局から説明をいただきます。

小谷事務局長 続きまして、15ページ、協議第26号 下水道・集落排水関係事業の取扱いについて。下水道・集落排水関係事業の取扱いについて提出する。平成15年5月15日提出。

16ページ以下に内訳がございます。

16ページ、調整方針案では、農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後3年をめぐり新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。

その中で、具体的な調整内容ですけれども、農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。調整が必要な事項としては、真空方式と自然流下式の違いによる費用負担の差などがある。農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後3年をめぐり新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。現行の料金体系は、少子化に対する対応性がなく、新町において、将来的には集落排水・下水道とも水道使用水量を基礎とする料金体系への統一を検討する必要があると思われる。

なお、この両町村の表につきましては、平成15年3月末現在の状況でございます。

続きまして、17ページ、合併浄化槽でございます。合併浄化槽設置補助については、現行どおり実施する。

具体的な調整内容では、補助対象区域。行政区域全体を補助対象地域とする。ただし、農業集落排水事業、公共下水道事業実施区域は除く。補助対象者。50人以下の浄化槽を設置するものであって、住宅、併用住宅とする。ただし、首長が定めたものについては、この限りでない。補助金。国の基準額において統一するというので、補助基準は両町村違いはありません。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第26号 下水道・集落排水関係事業の取扱いについて、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

D委員。

D委員 念のためにお聞きします。農業集落排水事業ですが、南部町は西岩代と東岩代ということで、あとは公共下水道という形になっているんですが、南部川村の場合、8地区8施設ということで、未定の部分もまだありますけれども、ずっと見てみますと、清川とか、一部高城の地域もなかなという状況ですが、この辺、いわゆる合併浄化槽という考え方なんだろうと思うんですが、大体その辺のことをきちんとある程度区分けができていれば、その辺のところを教えてくださいなと思います。

井上議長 山田会長。

山田会長 実施中6地区というのは上南部地区です。そして、あと2地区は、高城、清川地区になってきます。本当は全地区やりたいという考えは持っておりますが、補助基準・人口密度の関係で、採択がされにくいというものになりまして、予定しているのはあと2地区、そして全部で8地区という、そういう計画にしております。

以上です。

井上議長 いいですか。

ほかに何かご意見。

どうぞ、C委員。

C委員 農業集落排水で、水道の水を使った量を基準にして、処理の料金をというところでなんですけれども、検討を重ねていただきたいのは、井戸水で排水の処理をしているという家庭もあるかと思えば、水道水を使って梅を洗っているという家庭もあるんですよ。だから、水道のメーターによって料金をというときに、当然配慮されてあることだろうと思いますが、そこら辺も考慮していただきたいというのが1つです。

それからもう一つは、今、Dさんたまたま聞かれたんですけれども、高城、清川地域でいわゆる農業集落排水事業が無理だろうというところがあるんです。それで、合併浄化槽のページなんです

が、これ、単に国の基準で合併浄化槽希望の家庭についてやりますよというだけではなしに、環境整備だとか、川をきれいにすることからいうと、やがて新町で地域が決まってき次第、事業化をしたらどうかと、合併浄化槽の。これ、もちろん住民の合意が必要なことですが、自分たちはやらないと言え、それまでですけれども、やりたいと言うなら、一定額町でも負担を、一定額ですよ、足しながらでも事業化をしていって、全町公共下水道か農業集落排水か、あるいは合併浄化槽かで全部できたよという計画を持ったらどうかというのが意見です。

以上です。

山田会長 水道使用量ですね、井戸水使用の場合は、もうこれは個人で恐らくやるんですから、問題ないんです。

水道水で梅を洗うということは、これは使わないかんのです。ということは、南部川村の水道は高城水道を除いては営農飲雑用水事業というのでやっています、農林水産省所管の。厚生省ではありません。営農、農業を営むための飲雑用水、飲は飲む方です。雑用水は農業用の雑用水に使えるという事業目的があるんです。その雑用とは何かというと、梅の加工用水だとか、あるいは農機具の洗浄だとかというような、或いは灌水、ごく簡単な簡水ですけれども、そういうような目的を持ってありますので、高城地区の水道以外は、いわゆる営農飲雑用水、上南部地区は全部そうです。清川地区もそれでやりました。その分につきましては、雑用水として使用しております。

小谷事務局長 C委員からご質問のありました梅洗浄の場合とか、今会長答弁されたわけなんですけれども、それらについてもまとめて、今後、まずここにありますように、3年をめでにということで検討をしてみたい項目になるかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

合併浄化槽の事業化、これにつきましても、国の方で特定地域生活排水処理事業という事業がございます。これについては、今後、事務局の方で検討が必要な部分かなと思っておりますので、合併浄化槽につきましては、そういう部分もあるということで、勉強をしてみる部分かなと思っております。

ですから、これも先ほど会長申しましたように、農業集落排水事業でいく場合には、公共下水道も同じでしょうけれども、採択基準というのがございまして、それに該当しない分については合併浄化槽をお願いをしていくということで、推進をして、下水道普及率 100%と言われる新町になるように、環境衛生の方も含めまして、どれが一番いい方法であるのか、今後検討していきたいと思っております。

井上議長 ほかに何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

井上議長 特にご意見もないようですので、協議第26号 下水道・集落排水関係事業の取扱いに

については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 どうもありがとうございます。

協議第26号 下水道・集落排水関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、前回提案をされました5件の協議項目については、3件が協議確認され、2件が継続審査となりました。

それでは、引き続き今回提案される協議事項に移りたいと思います。

協議第27号の学校教育関係の取扱いについてと協議第28号の社会教育関係の取扱いについてを一括して事務局から説明をさせていただきます。

ご質問につきましては、説明の後に一括してお願いをいたしたいと思います。

小谷事務局長 それでは、本日の会議資料の7ページをお願いしたいと思います。

7ページ、協議第27号 学校教育関係の取扱いについて。学校教育関係の取扱いについて提出する。平成15年7月18日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

学校教育関係の取り扱いについて、細かい内訳等については8ページ以下に載っておりますので、そこで説明をしたいと思います。

8ページをお願いします。

育英奨学金。調整方針案。育英奨学金制度については、財団法人南部育英育会に一本化し、育英資金の貸付事業を継続する。

右端の備考にありますように、財団法人南部育英会基本財産に南部川村育英奨学金貸付基金の基金残額を合わせ、基本財産及び運用財産として引き継ぐ。貸し付けを継続中の対象者については、現在の貸付額を継続して貸し付ける。それぞれ貸し付けている貸付残金(債権)についても引き継ぐものとするということで、南部町には南部育英会、南部川村では育英奨学基金で運営しておりますけれども、新町になりますと、南部町にございます財団法人南部育英会の方に一本化をしたいという案でございます。

続きまして、9ページは幼稚園の項目でございます。調整案としましては、幼稚園の入園対象は新町全体とし、合併までに入園希望者増加への対応を検討する。また、幼保一元化も見据えて新町において施設の移転改築も含め検討する。幼稚園の保育料については、新町において調整するというので、これにつきまして、南部町には町立の幼稚園、南部川村にはございません。ですから、新町では1つの幼稚園で対象がふえることになろうかと思えます。

続きまして、10ページでは私立幼稚園就園奨励費補助事業でございまして、調整方針案としましては、私立幼稚園就園奨励費補助金については、新町全体を対象に実施する。補助基準額については、合併までに検討をする。この制度は、南部川村で行っておりまして、南部町では現在行っておりません。

備考にありますように、この補助金は公立と私立間の保護者負担の格差是正を図ることが目的で国の方でつくられた制度でございまして、補助対象経費の3分の1が国から入ってくることとなります。南部川村でやっている制度を、今度新町になっても新町全体で実施をしていこうという案でございまして。

続きまして、11ページは通学費補助でございまして。調整方針案。交通機関を利用した通学費助成及び遠距離通学助成については、通学時の安全確保及び保護者負担の軽減を図る必要があることから、新町においても実施をするということで、継続して実施をする案でございまして。

両町村の違いと申しますのは、南部川村の場合、清川小学校、上南部小学校で4km以上の家庭については、年額1万5,000円保護者の方に補助しております。南部町は、山内の目津、千里地区の小学生の保護者に対して、年額1万円を補助しております。ここの違いがございまして、いずれかに統一をするということで、あと堺地区からバスで来られている方、岩代地区からJRで来られている方は同じでして、高城小学校のスクールバスについても継続していこうという案でございまして。

続きまして、12ページ、学校給食。調整方針案として、学校給食は、現在実施している学校については、現行どおりとし、未実施校については実施校の方式を参考に、合併後早期に実施する方向で検討するというので、今現在、南部川村の小学校3校、中学校3校で1日約900食の給食を行っております。方式はセンター方式でございまして、材料費のみ保護者負担ということで、小学生1食250円、中学生1食270円をお願いをしております。

続きまして、13ページ、学童保育所。学童保育所については、現状で継続し実施する。未実施校区での実施については、新町において検討するというので、今現在、南部小学校区で行っております。合併後は、他の小学校区でも実施をできるように、実施について新町で検討を行うという調整案でございまして。

続いて14ページ、引き続き社会教育関係に入らせていただきます。

協議第28号 社会教育関係の取扱いについて。社会教育関係の取扱いについて提出する。平成15年7月18日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、社会教育関係については、16ページ以下に明細がございまして。

16ページをお願いします。

生涯学習のイベントですけれども、調整方針案。生涯学習イベント等については、合併後、新町において内容・テーマ・開催日・開催場所等を調整し実施する。これは、南部町ではまちづくりを考える集い、南部川村ではフレッシュ梅の里フェスティバルがございまして。これらは、今申しましたように、内容・テーマ・開催日・場所等を調整して、実施をする方向で調整をしております。

続きまして、17ページ、青年団体です。調整方針案としましては、青年団体育成事業は、新町で一元化して実施し、青年団については新町で一本化するよう調整をする。

備考欄にありますように、青年団については一元化に向け、協議してもらおう。合併後は、清川・高城・上南部・南部青年団で連合青年団の結成を指導していく。なお、青年研修は継続して実施をする方向で調整案を出させてもらっております。

続きまして、18ページは成人式です。調整方針案。成人式については新町で一元化して開催する。

備考にありますように、式典内容については調整する。一元化での実施は平成16年度事業として、平成17年1月4日に開催するというので、今南部町では新成人の集いということで、実行委員会で行っています。南部川村では、ここにありますが、1部、2部、3部、4部に分けて行っています。これは、新町では別々にするのじゃなしに、一元化をして行いたいという案でございます。

続きまして、19ページ、婦人団体。調整方針案ですけれども、婦人団体については、合併後新町において連合組織の結成に向けて関係婦人団体を調整するというので、南部町では南部町婦人会、南部川村には上南部、高城、清川の婦人会をまとめたものとして連合婦人会がございます。それを、新町では一本化をするように調整を図っていきたいという案でございます。

続きまして、20ページでは公民館の関係でございます。調整方針案。公民館については、現在の南部川村中央公民館に新町の中央公民館を設置し、南部地区と高城地区、清川地区に地区公民館を設置する。岩代分館は現行どおり南部地区公民館の分館とするということで、今の南部川村中央公民館を中央公民館としようという案でございます。中央公民館につきましては、各地区公民館の連絡調整を図るとともに、町内全域にわたる事業を実施する予定にしております。以上が調整方針案です。

続きまして21ページ、公民館の運営委員会でございますけれども、調整方針案。公民館地区運営委員の設置については、現行どおりとするということで、南部川村では公民館管理規則で地区運営委員の項目がございます。これにつきましても、新町で地区運営委員を置くことができるようにという案でございます。

22ページ、公民館の作品展ですが、公民館作品展等は、地区公民館事業として実施する。

清川・高城・上南部・南部公民館事業として各公民館で実施し、文化協会等の学習グループで運営する。事業費については、団体補助の中で賄う。展示会開催日・展示作品など各公民館の間で調整がつけば、展示作品などを交流して展示するというので、地区公民館として実施をするという案でございます。

23ページ、公民館の教室です。公民館教室については、自主学習グループへの移行を図る。

備考にありますように、住民ニーズによる教室を各公民館で2年間程度開設し、その後自主学習グループへの移行を指導する。学習活動支援事業については、南部町生涯学習自主学習団体育成補助金交付要項を基本に、新たな補助金制度を創設するというので、公民館の教室につきましては、まず2年間教室をやって、あと自主学習グループで3年間やって、5年ぐらいでまた生徒を交代してもらって、また別に教室を始めるというサイクルでいきたいという案でございます。

24ページ、文化協会です。新町において、町内の文化活動諸団体や自主学習グループが参加する一元化した文化協会の設立を指導するというので、今、南部川村には文化協会がございます。これを一元化しようという案でございます。

続きまして、25ページ、成人教育に関する学級・セミナーでございますけれども、成人教育講座

等については、合併後、新町において一元化し実施をする。南部町ではワールド＆ヒューマンNOW、南部川村ではフレッシュ梅の里大学を行っておりますけれども、備考にありますように、成人教育に対する多様なニーズを的確に把握し、健康、福祉、政治、経済、文化、歴史などの広い分野にわたる学習機会を提供するため、合併後一元化をし、実施するという案でございます。

26ページは文化財の項目でございます。調整方針案。町村指定文化財は合併時に新町に引き継ぐということで、現在、南部町では県指定が11件、町指定41件、合わせて52件がございます。南部川村の方では、県指定が3件、村指定が35件、合わせて38件ございます。これは、合併時に新町にこのまま引き継ごうというものです。

27ページに移りまして、図書館関係でございます。調整方針案として、現南部町立図書館（ゆめよみ館）を中央館とし、現南部川村中央公民館を図書館分館、高城・清川公民館・岩代公民館分館を図書館分室とする。公民館図書は、図書館図書と位置づける。

備考欄ですが、現南部町立図書館は中央館としての機能・役割を果たせるよう施設整備を検討していく。各分館・分室の業務時間は、その施設の業務時間とするということで、分館・分室方式を案として出させてもらっております。

続きまして、28ページでは体育大会、運動会の部でございます。調整方針案。体育大会については、新町の総合体育大会として一本化し実施する。運動会については、地区公民館事業とし、それぞれの公民館の取り組みによる。

備考にありますように、各種競技ごとに新町全体を対象に実施をしてはと考えてございます。野球、ソフトボール、バレーボール、ゲートボール、バドミントン、バスケットボール、グラウンドゴルフ、テニス等、これらについては、新町全体で一本化して実施をしていこうということで、運動会については、それぞれの地区で公民館の取り組みでやっていこうという案でございます。

29ページ、体育協会です。体育協会については、合併時に一本化をするということで、今、両町村とも体育協会がございます。これを一本化しようという案です。

30ページでは人権推進委員会です。人権推進委員会については、新町において一元化を図る。

南部町には南部町人権推進委員会、南部川村では南部川村人権推進委員会がございますが、新町における人権推進委員会は、会の目的に賛同する会員による組織とするというふうに調整をしたいという案でございます。

続きまして、31ページ、体育施設の使用料です。調整方針案。体育施設の使用料については、現行条例に規定している使用料及び照明料については、その規定金額を新町に引き継ぐ。使用料を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に、施設内容・面積等を勘案し合併までに規定をするということでございまして、備考にあります使用料については、現南部町において規定しているが、千里ヶ丘球場を除き、在住者・在勤者が使用する場合は、減免対象として実質免除とする。ただし、照明料については規定どおり徴収する。規定金額は、消費税込みとする。管理方法は施設によって直営・委託となっているが、現在の管理方法を引き継ぐということで、大きな変わりはありません。

32ページでは教育施設の使用料です。調整方針案。学校施設に係る使用料については、現在の南

部町規定の料金を継続し、この金額を基本に現南部川村施設について使用料を規定する。町内在住者・在勤者については使用料を減免対象とし、照明料は徴収する。

備考にありますように、現在の南部小中学校の使用料金規定金額を基本に、面積、設備内容などを勘案し、料金の設定を行う。この際、在住者・在勤者については使用料の減免を行う旨の規定をする。ただし、照明料は規定どおり徴収する。「南部町（南部川村）立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」には、教育委員会が特に必要と認めた場合を除き、町外者には貸し出さないこととなっている。規定料金は消費税込みとするという案でございます。

続きまして、33ページで教育施設使用料です。調整方針案。社会教育施設等の使用料については、現行条例に規定している使用料を基本に、面積・設備などを勘案して使用料の規定を設ける。減免規定を設ける。

備考欄で、各公民館の面積・施設整備などを勘案して、現在の南部町公民館の使用料金規定を基本に規定する。ただし、町内各種公共性のある団体などへの貸し付けについては使用料金の減免とする規定を設け、生涯学習関連団体等への貸し付けは無料とする規定を設ける。なお、規定料金は消費税込みとするということでございます。

34ページ、補助金関係ですけれども、調整方針案。各種団体への補助金・交付金については、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行い制度化を図る。同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整するという事で、中身としましては、南部町では文化財保存補助金、南部川村の方では県指定無形文化財助成金、ヤブサメ保存会助成金というのがあります。これらの文化財保存補助金については、規則・要項を新たに制定し実施する。現在の補助団体は継続するという案でございます。

それから、南部町の体育協会、南部川村体育協会、これは一本化をするということです。

総合体育大会の助成、それから町民運動会の助成、村の方では地区体育大会の助成、区民運動会の助成とございますけれども、地区体育大会助成・区民運動会助成・地区交流会助成については、各地区公民館の活動となっており、各地区公民館の活動内容により助成をするという案です。

それから、南部町ジュニアバンド育成助成金ですけれども、ジュニアバンドについては新町全体で募集し、活動するという事で、補助は継続するという事です。

それから、生涯学習地域助成金、生涯自主学习団体育成補助金、南部町。南部川村の方では地域交流会助成金がございます。生涯学習地域助成金（生涯学習モデル地区）については、一旦廃止し、助成金額、助成年数等検討の上、新町で新たに実施をするという案です。

それから、一番下側で南部文化の会助成金、南部川村の方では村文化協会の補助金。文化協会については、合併後新町で一本化し、事業内容により補助金の交付をするという案でございます。

35ページに移りまして、一番上側、村の方で文化展助成がございますけれども、文化展については、各地区公民館事業として、必要であれば公民館費に計上をする。

次に婦人会助成金、村では村連合婦人会補助金、それと南部町婦人大会助成金がございます。右

側にありますように、連合婦人会として補助金の交付を実施する。婦人大会開催費用については、婦人会活動費補助とは別に婦人大会開催助成として交付をする。それから、婦人研修参加助成は継続して実施をする。

次に母親こどもクラブ助成金です。母親こどもクラブは県補助の関係もあり、統合をする。

それから、夏の子どもまつり助成金ですけれども、母親クラブが実行委員会の中心メンバーとして、南部町漁協の協力のもと、毎年海の日に堺漁港で開催をしております。新町でも継続して実施をするという案でございます。

青少年育成町民会議、同じく青少年育成村民会議ですけれども、青少年育成会議組織の統合を図るということで、一本化をしようということです。

次に南部町では青年団助成金、南部川村では連合青年団の補助金、あわせて国内研修の助成金がございます。連合青年団として補助金を交付する。青年研修は、連合青年団として実施の場合、一部補助する。

最後に、新成人のつどい実行委員会の助成ですけれども、成人式は、実行委員会方式であれば補助金を交付する。対象人員を勘案の上、金額を決定する。

こういう調整案で提案をさせていただいてございます。よろしく願いを申し上げます。

井上議長 どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたように、提案されました協議項目は、役場が行っている事務事業の細部にわたるものであります。当協議会においては、南部町と南部川村の合併に向けて、事務担当部門が調整をしていく方向づけとして、協議、確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

協議事項については、本日提案があつて、次回の協議会で協議、確認の手順となっておりますが、ただいまの説明についてのご意見、ご質問がありましたら、ご発言を願いたいと思っております。

ただ、先ほど私、一括して質問も受けたいという方針を示させていただいてありますが、ちょっとこれ、資料を見ると、大変長きにわたりますので、分割をして、まず学校教育関係の取り扱いについて協議、第27号の件について説明に対するご質問を受けたいと思っております。

小谷事務局長 大変申しわけございません。今説明をさせていただいた中で、1カ所訂正をお願いしたい部分がございます。11ページの通学費補助の欄ですが、南部川村の欄で、目的のところがございます「清川小学校、上南部小学校の通学距離が4 km以上の児童の父兄に補助」となっております。この「父兄」を「保護者」という表現に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。「父兄」を「保護者」に訂正をしていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

井上議長 ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようですので、それでは協議第28号の社会教育関係の取扱いについての説明に対する質問をお受けいたしたいと思います。

C委員。

C委員 詳しくわからないのですが、青年団、婦人会のところですけども……。

井上議長 何ページですか。

C委員 17ページが青年団。その2つ後に婦人会。

自主性の問題等、どのようになるのかなという気がしながら聞きました。

以上です。

小谷事務局長 任意の民間の団体ですので、自主性を尊重していきたいと思います。そこで、ここにございますように、できれば一元化に向けて協議をしてもらおうということで、そういう表現にさせていただいてございまして、南部町では1つですか。南部川村では、上南部、高城、清川、青年団も婦人会も同様です。できれば、連合青年団とか連合婦人会というような形で一元化に向けていただけるよう協議をお願いしたいということで、調整案を出させてもらっておりますので、よろしくをお願いします。

井上議長 ほかにございませんか。

G委員。

G委員 どういうふうにそちらが解釈しているのか知りませんが、連合になるといって、何もかも今まで南部町婦人会としてやってきていることを、全部連合でしなさいという意味ではないんですね。

南部町、上南部、清川、高城、それぞれの地区の中でやって、何か1年に1回か2回は連合でやるということでもいいんですね。

小谷事務局長 はい。

G委員 それだったらわかりますけれども、全体を一本にせよという意味で言われると、とても発展性はないように思いますので、そこをわかっていただければ。何か大きな事業を1つ連合でやるというようなことであればいいですけども、その都度その都度一緒になって、新町としてやっていけというのでは、ちょっと無理があると思いますので、その点よろしくをお願いします。

山崎副会長 社会教育の問題については、先ほど言ったように、我々の調整案では強制するものではないですね。あくまでも調整役をやらせていただいきましょと。今、会長がおっしゃられたような形で、連合会組織をどういうふうにして、それぞれ地域の組織をどうするか、これは我々が決めることじゃないので。連合会の中で、今のご意見のような形でいいんじゃないかと。

婦人会だけじゃなしに青年団もそうだし、その他の任意団体も、一緒にするのがいいのか、あるいはそれぞれじゃなく連合にして、それぞれの地域の特性を生かすのか。

南部町だって、現実に青年団というのは岩代地区にもあるんですよ。だから、連合で組んでやっておりますけれども、青年団は、そういう趣旨で申し上げます。

井上議長 H委員どうぞ。

H委員 南部川村婦人会としましては、先日も役員会がありましたので、連合婦人会についてのことをいろいろと役員で検討しております。

井上議長 ほかにないですか。

山崎副会長。

山崎副会長 教育関係では、いろいろ皆さんご意見あると思いますが、きょうはこれ、ご提案させていただいて、こういうことが問題点で、こういう協議をしていますということで、次のときに皆さん方のご意見をいただける予定でございますので、それを含みにして議事進行していただいたら良いかと思ひます。

井上議長 ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようですので、協議事項につきましては、委員の皆さん方でそれぞれ検討していただき、次回の協議会で協議をお願いいたしたいと思ひます。

以上をもちまして協議事項の提案及び審議を終わりたいと思ひます。

それでは、続きましての確認事項について、事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 確認事項、36ページをお願いします。今の社会教育の続きで、36ページ。

ここでは、次回協議会の開催についてということで、2段目、第7回は平成15年8月27日に予定をさせていただきます。時間は午後1時30分、場所は南部川村保健福祉センターということで予定をさせていただきます。

なお、第7回につきましては、今回提案しました2件の協定項目と新町まちづくり計画等について協議をしていただく予定にさせていただきます。

続きまして、次の参考資料、37ページに表をつけてございます。これにつきましては、前回、第5回目の法定協議会で合併の日にちと新町の名称が決定いたしましたので、平成16年10月1日合併に向けてのスケジュール表を添付させていただいております。

左側は両町村の議会の状況、左から2番目が本合併協議会の状況でございます。協議事項、ずっとこれから7回、8回、9回、10回というふうに、8月、9月、10月、11月で協議を進めていきます。予定どおりいきますと、11月に協議、最終確認をいただきまして、合併協定書の調印を行う運びとなっております。調印が行われました後、両町村の議会に議案として提案をして、議決をいただく運びとなっております。

議案につきましては、配置分合についてとか、配置分合に伴う財産処分に関する協議について、それと配置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議、この3点で、両町村議会に提案をお願いする予定です。そこで可決をいただきますと、県の方へ申請をして、県議会に諮っていただくという運びとなっております。

それで、協議項目ですけれども、次の38ページに今後想定されるスケジュールということで載せていただいております。黒で塗ってある分は、もう確認済みの項目でございます。本日、第6回の協議会、7月ですけれども、これは学校教育と社会教育を提案させていただいております。次の第7回、8月につきましては、予定としましては財産及び債務の取り扱い、それから国民健康保険事業の取り扱い、社会福祉協議会の取り扱い、これらを提案したいと考えております。それとあわせて、まちづくり計画の事業名の分も提案したいと思います。

第8回の9月の協議会におきましては、事務組織及び機構の取り扱い、公共的団体等の取り扱いについて提案をしたいと思っております。この公共的団体等の取り扱いですけれども、主なものとしては区長会を想定しております。これらについて9月に提案させていただいて、10月に協議確認をしていただくということで、最終、第10回、11月に最終確認をしていただいて、調印と運びに予定表はさせていただいております。

次に、39ページにつきましては、新町まちづくり計画に係る県協議のスケジュール(案)でございますけれども、7月、第6回協議会で意見をもらって、次、8月で素案の提案、施策、事業名の入った分、県事業との調整をいたしまして、事前協議を進めながら、8月に提案をさせていただいて、9月、第8回協議会で意見をもらって、県と協議をして、最終、10月に正式協議を県の方でいたしまして、10月の第9回協議会に案として提案をさせていただく予定にしております。それを11月、第10回協議会で確認をいただければ、協定項目確認ということで、調印に行くというまちづくり計画についてのスケジュール(案)でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の議事につきましては終了しました。

特に委員の皆さん方、何かございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようですので、それでは委員の皆さん方におかれましては、本日、ご多忙にもかかわらずご出席をいただき、また会議の運営にご協力を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

では、閉会に当たりまして、合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からごあいさつを申し上げます。

山崎副会長 大変長時間、いつものことではありますが、熱心にご討議をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今、事務局長の方から事務日程といいますが、合併に向かったの日程報告がございましたけれども、7月を終わりました、今度8月ですね。極端に言うと、あと4カ月しかないんですね。その間に4回の協議会くらいでは私は済まないのではないかと思います。

今、局長は非常に簡単にいろいろこれからのということを申されましたけれども、ちょっと先送りしてあるとか、先送りじゃないんですが、協議を次の機会にというのは、難しいから協議会、次のところへ持って行ってある事情があるわけですね。だから、これから不均一課税の問題でありますとか、南部町と南部川村でやっておるけれども、行政手続の問題なんかでの違うところとか、非常に難しい問題を協議していただいて、最終的に持っていかなければいけない、こういう機会だというふうに思います。

だから、来年の10月じゃなしに、今年の11月の末まで、時間がかかって12月いっぱいでも構わんでしょうけれども、事務局としては、12月議会に合併の議決をお願いするというので、それまでに協定書を結んでということですから、あと詰まるころははっきり言って4カ月か、長くても5カ月しかないということですので、その間、4回や5回で協議会が済むのかどうか、あるいはまた専門委員会というような形もとらなきゃならないというようなケースも出てこようかと思えますけれども、まさに正念場を迎えておるというふうに私は思います。今後ともどうぞひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

又、この間の県議会におきまして下川議員さんが、私はテレビで見たのですが、一般質問で、「南部町、南部川村のような合併のモデル町村もあるけれども」という前置きをされていました。これは、皆さんがそう思われておるわけでありまして、県の皆さん方も、今日は西崎さんがおいでですが、南部町と南部川村がモデルだと言われているんですね。

本当にどうぞ皆さん、お忙しい方々ばかりではありますが、これは本当に性根を据えてやらないと、それでまたお互いに譲り合って、お互いにまた住民の皆さんにもご理解をいただかなかつたら、私はこの合併、非常に難しい点も出てくる、こういうふうな覚悟の上で取り組んでいかなきゃならない、こういうふうに思います。

私たちも、山田会長を先頭にして、事務局あわせて頑張りますが、委員の皆さん、いろいろの点でご協力や、あるいは積極的なご発言や、あるいはまた積極的に協議をしていただくなど、そういうこともそれぞれの町、村でもそういうことが必要だろうかと思いますので、よろしく願いを申し上げます、ごあいさつにさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

井上議長 ありがとうございました。

これで本日の議事日程はすべて終了いたしました。ご苦労さまでございました。

閉会します。

司会 井上議長様、ご苦労さまでした。

事務局から連絡をさせていただきます。

次回協議会は8月27日、水曜日、午後1時30分から南部川村保健福祉センターで開催します。

本日はどうもご苦労さまでした。

午後4時時15分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員